

厚生労働大臣の定める届出に係る掲示事項

(療担規則に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項)

医療法人社団心和会 心和病院

令和7年6月1日

令和8年3月1日 一部改定

【入院基本料に関する事項】

当院は、10対1入院基本料を算定しており1日当り40人患者様が入院しており、1日12人以上の看護職員が勤務しております。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

9時00分～17時00分： 看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。

17時00分～9時00分： 看護職員1人あたりの受け持ち数は20人以内です。

【保険医療機関の従事者以外のものによる看護（付添看護）に関する事項】

当院では、保険医療機関による従事者以外の付添看護は行っておりません。ご了承下さい。

【入院治療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、

意思決定支援及び身体的拘束最小化について】

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、医師決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

【明細書の発行に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を発行しております。なお、明細書には使用された医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【食事療養費に関する事項】

当院では、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温にて提供しております。

【北海道厚生局への届出事項に関する事項】

- ・ 障害者施設等入院基本料10：1
- ・ 後発医薬品使用体制加算1
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・ 特殊疾患入院施設管理加算
- ・ 入院時食事療養1
- ・ 入院ベースアップ評価料17

【保険外負担に関する事項】

当院では、診断書・証明書類作成料、その他療養の給付とは直接関係のないサービスにつきまして、その使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の「文章等価格一覧」「保険外負担金（自費）一覧」をご参考下さい。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収は、一切認められていません。